

美作市スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 美作市スクールバス運行業務において業務委託を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たり、その企画提案の審査を厳正、かつ、公正に行うため、美作市スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、事業者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

2 委員会は、前項に規定する事業者の選定に当たって、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 実施要領等関係書類の確認に関すること。
- (2) 事業者の選定基準に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び事業者の特定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次のとおりとし、市長が委嘱又は任命する。

津山教育事務所の代表
美作市立中学校長の代表
美作市立小学校長の代表
美作市立幼稚園長の代表
美作市立保育園長の代表
美作市副市長
美作市政策推進部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了し、契約が締結されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委員会の解散)

第8条 委員会は、第2条の任務が終了し、契約が締結されたとき、解散する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月21日から施行する。